

～介護施設での食費・部屋代の軽減基準について～ 令和8年8月から

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
			要件なし
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が82万6,500円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が82万6,500円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

○利用者負担段階と一日当たりの個人負担額

…限度額を変更(令和8年8月から)

区分	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室(老健/医療院) 従来型個室(特養等/短期)	多床室	
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 【1,030円】
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 ※(530円)	1,420円 【1,360円】
第4段階	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	915円	1,545円

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設(特養等)に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※室料が徴収される場合は530円。

●詳細につきましては、あさぎり町高齢福祉課(45-7215)にご連絡ください。